

職場実習促進事業実施要領

1 趣旨

この要領は、一般就労移行等促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6項の規定に基づき、職場実習促進事業（以下「事業」という。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する重度身体障害者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第5号に規定する重度知的障害者
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者

3 補助事業者

補助の対象となる者は、原則として過去に障害者の職場実習を受け入れた経験のある県内の企業であって、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所、授産施設から障害者の職場実習を継続的に受け入れる者とする。ただし、過去にこの補助金の交付を受けた実績のある者に対しては、補助しないものとする。

4 対象経費

補助対象経費は、障害者の職場実習受入のために行う企業内の設備の更新等に要する経費とする。ただし、次に掲げる場合は、補助対象としないものとする。

- (1) 国、地方公共団体又は独立行政法人からの助成金を受けた施設、設備等の修理等を実施する場合
- (2) 中古製品又は自社製品の施設等を購入する場合
- (3) 施設等の設計又は工事等を事業者自らが実施する場合

5 申請手続等

- (1) 交付申請 本事業に係る補助を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定する交付申請書（第1号様式）に所要額調書（別紙1）及び事業計画書（要領第1号様式）を添付するものとする。
- (2) 実績報告 事業完了後は、交付要綱第10条に規定する実績報告書（第3号様式）に精算書（別紙1）及び事業実施状況調（要領第2号様式）を添付するものとする。
- (3) その他
 - ア 補助事業者は、交付決定を受けた後（事業計画を変更する場合にあっては、変更承認後）に補助事業に着手しなければならない。
 - イ 補助事業者は、職場実習派遣元の事業所又は施設と予め職場実習の方法の詳細について十分に調整しなければならない。
 - ウ 事業により職場実習環境を構築した補助事業者は、職場実習受入企業として県が広く公表することに同意するものとする。
 - エ 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度以降5年間、毎年度末日までに職場実習受入結果報告書（要領第3号様式）を知事に提出しなければならない。
 - オ この要領、実施要綱及び交付要綱に基づいて補助事業者が知事に提出する書類及び知事が補助事業者に通知する書類は、補助事業者の事業所の所在圏域に所在する障害者就業・生活支援センター等を經由して行うものとする。

附 則（平成21年11月5日障害保健福祉課長決裁）

この要領は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度分の予算から適用する。